

地区計画の区域内における行為の届出

年 月 日

飯 山 市 長 様

届出者 住 所
氏 名 _____ 印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

について下記により届け出ます。

記

- 1.行為の場所 _____ 街区 _____ 画地 _____ (地区区分:A.B.C.D.E)
- 2.行為の着手予定日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3.行為の完了予定日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 4.設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m^2			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出部分以外	合 計	
		(i)敷地面積	—	—	m^2
		(ii)建築又は建設面積			
		(iii)延べ面積			
		(iv)高 さ	地盤面から	m	
		(v)用 途	※規制内容確認		
		(vi)色 彩	屋根色	(マンセル値)
			壁 色	(マンセル値)
		(vii)垣または柵の構造	※規制内容確認		
	(viii)屋外広告物	※規制内容確認			
(3) 建築物等の用途の変更	(i)変更部分の延べ面積 m^2	(ii)変更前の用途	(iii)変更後の用途		
(4) 建築物の形態又は意匠の変更	変更の内容				

備 考

- 届出者が法人である場合においては氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

添付図面関係

<省令第 43 条の 9>

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定による届出は、別記様式第 11 の 2 による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 土地の区画形質にあつては次に掲げる図面

- イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1,000 分の 1 以上のもの
- ロ 設計図で縮尺 100 分の 1 以上のもの

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては次に掲げる図面

- イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- ロ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 2 項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る）で縮尺 100 分の 1 以上のもの
- ハ 2 面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺 50 分の 1 以上のもの

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び 2 面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの

(4) 木竹の伐採にあつては次に掲げる図面

- イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺 1,000 分の 1 以上のもの
- ロ 当該行為の施工方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

(5) その他参考となるべき事項を記載した図書

※飯山市の場合、木竹の伐採については樹林地等の保全に関する制限を定めていないため届出の対象としない。